

令和5年度 移住・定住支援事業および結婚支援事業の相談・申請はお早めに！

申問政策財政課 ☎51-6712

移住・定住支援事業および結婚支援事業の申請期限は、3月29日(金)です。例年、申請期限が近くなると窓口が混雑しますので、相談および申請は早めに行うようお願いします。

詳しくはこちらから▶



補助金名（上限額）	補助対象経費	主な要件
引越し支援事業補助金 (上限10万円)	引越し費用（転入前の住宅にある家財道具の移転に係る費用）	▶ 令和5年4月1日以降に県外から転入したこと。 ▶ 市内に1年以上居住すること。
結婚新生活支援事業補助金 (上限30万円または60万円)	婚姻に伴い、令和5年4月1日以降に支払った次の費用を合算した額 ▶ 住宅取得費用（建築・購入） ▶ 住宅リフォーム費用 ▶ 住宅賃借費用 ▶ 引越し費用	▶ 令和5年4月1日以降に婚姻し、夫婦のいずれも本市に住所を有していること。 ▶ 夫婦ともに婚姻日において39歳以下であること。 ▶ 世帯所得が500万円未満であること。 ▶ 市主催ライフプランセミナー*を受講したこと。*詳しくは23ページをご覧ください。
ウェディングメモリアル事業補助金 (上限30万円)	市内事業者を利用し、令和5年4月1日以降に実施・購入した次の費用を合算した額 ▶ 結婚式 ▶ 披露宴 ▶ フォトウェディング ▶ 結婚記念パーティー	▶ 令和5年4月1日以降に婚姻し、夫婦のいずれも本市に住所を有していること。 ▶ 夫婦ともに婚姻日において39歳以下であること。



戸籍制度が利用しやすくなります

問市民課 ☎51-6756

戸籍法の改正により3月1日(金)から本籍地以外の市区町村窓口でも戸籍証明書を取得できるようになります。また、戸籍届出時における戸籍証明書などの添付が原則不要になります。

1. 戸籍証明書等の広域交付

市外に本籍がある人も市民課窓口で戸籍証明書を取得できます。

○交付できる証明書

- ・ 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） 1通 450円
- ・ 除籍全部事項証明書（除籍謄本） 1通 750円

※ 個人事項証明書（抄本）や一部事項証明書、戸籍の附票は対象外です。

○請求できる人

- ・ 本人 ・ 配偶者 ・ 父母、祖父母など（直系尊属） ・ 子、孫など（直系卑属）

○ご利用にあたっての注意

- ・ 窓口に来た人の顔写真付きの本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）が必要になります。
- ・ 郵送や代理人による請求はできません。
- ・ 請求の内容などにより後日お渡しする場合がありますのでご了承ください。

2. 戸籍届出時の添付戸籍について

戸籍届出（婚姻届など）を行う場合、戸籍証明書などの添付が原則不要となります。

※ コンビニではマイナンバーカードを使って戸籍謄本（抄本）、戸籍の附票を取得できます。

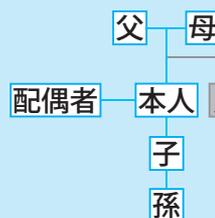


▲詳しくは
法務省ホーム
ページから



法務省 コセキツネ

請求できる人（青枠の人）



マイナちゃん